

公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和8年7月27日

鳥取市長職務代理者

鳥取市副市長 松 本 典 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名 鳥取市循環バス運行事業用バス車両購入
- (2) 数量及び仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 納入期限 入札説明書のとおり
- (4) 納入場所 入札説明書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和7年鳥取市告示第392号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「車輛及び船舶類」の「車輛」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3 入札説明書の交付

入札説明書（契約条項を含む。）は、鳥取市公式ウェブサイト(<https://www.city.tottori.lg.jp>)に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

- (1) 場所
鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎5階
鳥取市都市整備部交通政策課（電話：0857-30-8326）
- (2) 期間
公告の日から令和8年8月5日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取

市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

4 入札参加の申し込み

この入札に参加を希望する者は、2の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる要件を全て満たすことを証明する書類を、3の(1)の場所に、3の(2)の期間に提出しなければならない。

5 入札（開札）の場所及び日時

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎3階会議室3-1
- (2) 日時 令和8年8月7日 午前11時30分

6 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 議会の議決

本件の物品売買契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第3条に規定する財産の取得に係る契約に該当する場合は、落札後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

9 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は、入札説明書による。
- (5) 問い合わせ先 鳥取市都市整備部交通政策課
電話：0857-30-8326
ファクシミリ：0857-20-3953